

都市づくりと市民参加

都市と市民

田村 明

(横浜市技監・企画調整局長)

都市とは一体何であろうか。我々は都市といえば、巨大な超高層建築群、群立する高層アパート、ビルの谷間を抜ける高速道路、地下鉄、公園などを思い浮かべる。たしかにそれらはすべて都市の構成要素であろう。さらに、我々の目にはふだんは比較的目的につかないが、巨大なゴミの焼却場か、下水処理場、上水の浄水場や給水場といった裏方の施設もまた重要な都市の構成要素である。しかし、そ

これらのひとつひとつは都市を構成するエレメントであって、それらが集積され、相互につながりあったコンプレクスとなったとき、我々はそれらの全体を都市とっている。

しかし、これは、物的な意味での都市ということであって、これだけでもまだ都市とは言えない。いわば、容れ物として、容器としての都市ではあっても、中に入る中味がなくては都市とは言えないのである。

それでは都市の中味とは何だろう。それはもちろん人間である。そこでの人間とは、日々に住み、働き、あそび、生活し、活動している人間であり、その人々が集って、都市社会を構成している。一個の住宅が、個人や家族の容器であるとすれば、都市は、人間社会、社会活動の容器である。このように、都市は、たんに物的・静態的な存在だけではなく、動態的な活動系である。

もし、人間のいない単なる物的な存在だけの都市は、どんなに巨大な建築物が林立していようと、人が生活し、活動していなければ、それらはゴースト・タウンにすぎず、もはや都市とは言えない。都市とは単なる容れ物でなく、ひとつの「生き物」であるという表現が比喩以上に真実なのである。

ところで、都市の重要な構成要素である人間とは、二つの極の意味を持ってい

る。その一方の極は、客体としての人間である。たとえば生物としての人間そのものである。生物学的な人間としては、都市という環境の中の生理的存在として他の生物と同様に、その影響を受けながら存在しているのである。

社会的な生物としての人間も同様に、都市という環境の客体である。都市社会のさまざまな網の目の中にしばらく影響されながら生活している。都市の社会環境は、伝統や規則や、慣行や、社会意識をつくりだし、人間は、良くも悪くも、その客体として存在しているのである。

しかし、人間には、もうひとつの極がある。それは、もともと、都市という物的環境も、都市という社会環境も、アブリアリに存在していたのではない。また、アリアハチのように本能としてだけで構成してきたわけでもない。物的存在としての都市も、社会的存在としての都市も、すべて意志のある人間が、その意志により作りあげてきたものである。この意味で、都市の中味としての人間は、実は、都市そのものを作りあげてきた主体である。それはあるときは創造者として、あるときは変革者として、都市環境をつくりあげてきた主体である。「神は農村(自然)をつくり、人間は都市をつくる」。人間の主体的活動なくしては、都市は始めからありえなかったのである。

こうした都市環境の主体であり客体であるという二面性を有している人間が存在している、都市は始めて都市となる。都市に住む人間は、「市民」あるいは「住民」とよばれている。これらは、我國の用語ではこれまで単なる客体として用いられてきたことがほとんどであったろう。

それでは、都市づくりの主体はいったいどういう人間だったのだろうか。明治維新前であれば、主要都市は、ほとんど封建領主の城下町であり、その主体は、封建領主であり、自らの封地経営として行なわれ、住民は、その環境を受入れるだけで何等の主体性をもちえていない。城下町ではない京都や大阪にしても、封建支配体制の中で、所司代や城代などによっておさめられていた。

この状態は明治以後も本質的に全く変わっていない。住民は単なる客体以上の位置づけを与えられていなかったのだから、いやむしろ封建時代はまだ各領主ごとに多少の方法の相異があったが、明治以降の中央政府は、ますます中央集権的に全国的に都市づくりの権限を中央に集めた。それは軍事大國、経済大國をまっしぐらに指向するいわゆる富國強兵策とやらはらであり、住民を都市づくりの主体にしようという考えは全く存在しなかった。

大正期といふかなりデモクラシーの時

代でさえ、大正八年に制定され、その後つい数年前の戦後までつづいた都市計画法では、都市計画の決定者（責任者）は内閣であり、大臣であった。都市に住む住民は客体以外の何ものでもないばかりでなく、多少は弱いながらも認めていた自治体も、たんに中央の意向を執行する下部機関としてしか位置づけられていない。住民の意思を集約して都市づくりに向う自治の主体とも全く認めていなかったのである。

しかし、本来、古代ギリシヤまでさかのぼらなくても、中世都市は、封建領主との対抗の中で市民によって都市をつくらした。市民とは客体である前に、まず主体である意味である。もちろんその場合の市民は、まだ都市の中の少数者でしかない。市民権を得ていない多くの細民もまた存在はしていたが、少くとも封建領主のように特定少数者による支配ではない。近代化へのさまざまな革命や改革のたびにその範囲は拡大し、遂に市民が國家全体の中核をとってゆく。そこでこのこされた人々も主体としての市民になってゆくのである。アメリカのニューイングランド地方には、いまだに住民全員が意思決定機関になっているものがある。タウン・ミーティングといわれるものがそれで、住民全員が直接に町の主体となっている。

都市づくりは、このように市民が主体

となり、主体的市民によって形成された自治体によって行なわれるのが当然であり、都市づくりが自治体のひとつの固有権と考えられるのは、直接にせよ、間接にせよ、市民が自治体の主体であるからである。

都市というものが意思をもった人間で形成され、また必然的に都市環境の客体となる住民が、自らのために都市づくりの主体であろうとすることは、まことに当然の論理的帰結である。ただその方法にはさまざまな問題はあろう。

さらに市民が都市づくりの市民であることは、先にのべた都市と人間との二面的關係がより端的に示されることになり、封建領主は住民を支配するために都市づくりをし、主体と客体とは明かに反対方向に立っている。封建領主は都市づくりの主体ではあっても、客体でなくともよい自由度をもっているのである。ところが市民による都市づくりはそうではない。領主のいない都市はあっても、市民のいない都市はありえない。そこで市民が都市づくりの主体になりえたとしても、市民がその客体であることを回避することはできないのである。この意味で、封建領主や、中央政府の行なう都市づくりと、市民による都市づくりとは本質的に異なっている。

市民はもととも都市づくりの主体となるべきであるが、市民が主体となつた

市民による都市づくりによって、始めて市民と都市との本質關係である主体であり客体であるという二面性を同時に示すことになる。そしてそれこそが本質的な都市であるといえる。

現代の都市は、このような本質的都市の問題である。市民参加の都市づくりは、都市そのものの本質的な流れの中から生れたものであることは当然であるが、またそれによってこそ現代都市の姿を示しているのである。この住民参加の問題に答えなくしては、如何なる都市の未来像も設計図も描きえないであろう。

市民参加の展開

昭和五十年四月の第八回統一地方選挙の特徴のひとつは、候補者の「うたい文句」として「住民参加」を強調し、公約していることである。とくに革新側のスローガンであった数年前とは異り、今や保守も革新も、多少のニュアンスの差はあるものの、こぞって住民参加をうたっている点である。

「市民総参加の行政を」、「みんなが気軽に参加できる市政」、「市民参加の窓口拡充」、「住民参加で町づくり」、「市民参加で行政刷新」、「市民主権、市民参加、市民福祉で」など公約もさまざまだが、しかしどれも市民の参加を強調していることは変らぬ。

また、N市では保革両者が「市民総参加」をうたい、革新候補が「市政対話集会、市長との面会日設置のほか、乱開発防止に住民参加の審議会を設け業者の指導規制にあたる」と説明して総参加をうたったれば、同じ市の保守候補は、「町内会や農村での地域自治組織に市長が出席、住民の声をキメ細かく聞くほか、市政懇談会を活用する」と総参加の内容をのべる。

M市では三人の候補者が、「保革の別なく超党派で市政を進める」、「市民の声を聞く課の新設などの機構改革」、「市長、職員と住民との対話。つながりを密にし、タテ割り行政をプロジェクトチームで解決」などとのべているが、一見しただけでは、一体どれが保守か革新か見分けがつかないほどである。

しかし、今日これほどの市民参加がうちあげられているのも、日本的なブーム現象のひとつではないかと疑いたくなる。事実、僅か十年ほど前は、住民参加、市民参加という言葉が新聞紙上でもほとんど見かけなかったし、また否定的な意見の人々が多かった。

昭和三十八年、横浜市長に当選した飛鳥田一雄は、選挙公約として、直接民主主義と、その実現手段として一万人市民集会をのべた。しかし、当選後、一万人市民参加と担当すべき専任の助役は逆に市会の承認を得られなかったし、また公

約の「一万人市民集会条例」は二度までも否決された。それらを否認し、あるいは否決した理由は、現体制の議会制民主主義を否定する民主主義の破壊だということであった。そこで、直接民主主義か、間接民主主義かが当時の大きな論議になった。

しかし、ここで言われた直接民主主義とは、間接民主主義やその制度を否定し、これと対決しようというものでなく、むしろ実質的内容を稀薄にしてきた間接民主制の足りないところを補い、強化しようというものであった。

事実、四年に一度の選挙の中では、住民の意思は必ずしも首長、議員を通じて反映してこない。そこで民主主義そのものが形骸化したとみて、これにそっぽを向いてしまふか、そうでなくても、強い不満を内蔵したまま、住民と議会、住民と行政の信頼関係が断絶したり稀薄化するのである。たしかに選挙による代議制や、選挙による首長選挙は、長年にわたって得られたすぐれた民主的の制度であるが、同時にそれだけが唯一絶対のものである。直接民主主義はこの形骸化しかけ、活力を失いかけている現在の民主主義制度に活力を与えようというものである。いわば現行制度における時限的民主主義、つまり選挙時だけの民主主義を、フルタイムの民主主義にしようという努力だといえる。もちろん実務的行動の中

で市民がフルタイムに町づくりや市政を行なうことはできないかもしれない。しかし、日常的な市民生活と、町づくりが切りはなされたところに存在するものではないことは確かである。したがって、市民による町づくりとは、日常生活の中で市民が町づくりにかかわることである。

ただ実務的な処理手段として、専門家を雇い、自治体が構成されてゆき、恒常的な実務としては、その運営が自治体に委かされてゆく。だからといって、自治体は、いきなり国家の下請機関であったりしては、自治体といえないし、また、専門集団として自治体を市民が構成したからといって、市民は町づくりの主体性を放棄し、単なる客体になろうというものではなく、よりよく主体となるために自治体を構成したのである。したがって事にふれ、折により市政や町づくりに直接に参加することは当然のことである。

住民自治とよばれている自治の本旨に立てば、固定化した制度の枠にはめこまれない生き生きとした住民の参加がなければならぬ。

住民参加の役割

このように住民参加の町づくりは、現都市における必然的条件であることはすでにのべたとおりであるが、住民参加といっても、多くの段階がある。

住民参加が理想的には必然だといっても、実務的には、行政と住民とが分離し、住民に主体をおくべき自治体行政と住民とが相反してしまつた現実に対して、これをどう回復してゆくから出発している。その契機になったのは、先の直接民主主義論や、また各地でおきたさまざまな住民運動である。そうした中で、行政や政治の中から住民とのつながりを求め、また市民の側からは、市民の復権を要求してくる。その中間にさまざまな方法が生れているのである。

こうした中で住民参加は、町づくりの本質を問うものであり、各方面のこれまでのあやまつた行動や、あり方を正そうとするものなのである。その主たる役割をあげておこう。

(1) 国の役割是正

町づくりは、本来都市固有の仕事であり自治体事務の中心にすえられるべきであらう。それなのに我が国では、町づくりさえも、国の事務であり、国の決定にまかされていた。これでは住民と行政との距離はあまりにも遠すぎて、「お上」による町づくりでしかない。

住民参加は、このような「お上」による町づくりを修正しようというものである。新都市計画法などによりタテ前上はかなり改正されたものの、現行の町づくりの主体は、あいかわらず国の個々の部に握られている。これでは、実質的な

住民による町づくりは不可能で、結局、さまざまな住民運動となって、国家権力との対決が示されてしまう。国、自治体の役割を再検討し、国は本来の全体的国土的見地に立ちかえり、町づくりの主体を自治体に実質的に移させる役割を住民参加が果してゆくであろう。

(2) 総合行政としての町づくりの確立

町づくりとは、個々の施設計画や、施設建設ではなく、その総体であり、さらに、建設事業だけではなく、これの運営や、社会、福祉施策の総和である。しかし、国の側からみれば、各省各局、各課はバラバラの行政を自治体におしつけ、自治体はその下請に追われている。これでは町づくりという総合的な施策を責任をもって実行できるわけがない。

住民参加が実行されれば、そのさまざまな要求、要望は、何も国、県、市町村事務の現行法規による配分を要求するわけではない。その生活から発した要求そのものであり、それらは個々であつても、総合的な町づくりが行なわれているという大前提のもとに行なわれる。住民参加は、いやおうなしに、町づくりを総合行政化してゆくのである。

(3) 自治体改革へ

自治体も、これまでの「役場」のように法律できまつた仕事だけをのんびりやればよいというのではいられないし、ま

た国の方だけを見て、その指示を受けていけばよいというものでもない。

住民参加は、これまでの自治体をあらゆる意味で改革してゆくことになる。その第一は、自治体が住民によって立ち、住民の側に向くべきものであるという本質に立ちかえり、住民主体の自治体になることであり、住民との関係の回復と内部民主化がはかれる。第二に国の下請機関から脱し、自治体としての主体性を回復する。第三には総合行政を可能にする技能的行政がはかれる。第四には、特定利益とむすびつかない客観的公平性が担保される。また第五には専門化した行政をチェックし、常に実情に目を向けた行政が行なわれる。

このようなことは行政の内部改革としてだけでは、なかなか達成されないが、住民の信託を受けた強い首長と、住民参加との両面からの力によって達成されてゆくことになるであろう。

(4) 議会制の補強に

前にものべたとおりに、住民参加は、議会制と両立するばかりではなく、これを強化するものである。住民参加の町づくりの中では、議会が当然に行なうべき、不断の住民意見のすいあげがより可能になり、また積極化し、また積極的に住民と触れあうところに、情報量は増大し、いっそう公平、適切な判断が可能になってくる。

(5) 市民自らの主体性確保のために

住民参加は、ただ客体である市民の参加ではない。町づくりの主体であり、主体であるとする市民によってこそ参加の意味がある。私は、市民参加を、市民の側からみた強さの度合いに依りて、(1)関心、(2)熟知、(3)意見、(4)意見交換、(5)審議、(6)討議、(7)立案、(8)決定、(9)実行、という九段階に分けた。これは同時に客体的市民から、主体的市民へ進む段階とみることもできる。市民参加の中で、市民の主体性が強められねばならない。

市民の行政への意見や陳情、行政との意見のやりとりといっただけでは、行政へオンブしている段階で、それに対する容体としての市民意見にとどまるものが多い。

しかし、さらに主体性が高まる段階においては、市民はただ単に行政へ要求し、その説明を求めただけではすまなくなる。都市の問題は、たとえばゴミ焼却場と処分地のように、杉並区と江東区が対立する問題となり、また同じ杉並区の中でも、ゴミ処理を求めると、現に焼却場を建設される土地の人々とは暗黙に対立する。自動車の問題などは、一人の人でさえ、ドライバートになった時と、そうでない時には極めて矛盾した心情におかれるのである。

都市とは本質的に矛盾しあう要素をも

っており、如何に有能で主体性ある民主的自治体行政が生まれようとも、すべての問題を矛盾なく解決することは本来不可能なのである。

都市は相互にからみあつた相互関係のファミの目の中に存在し、ひとつの行為は多かれ少かれ、他の市民に目に見えない形でも影響している。その中で、合理的解決の中でバラバラの矛盾をなくし、全体の利益につながらせることはできる。たとえば処理能力も管理も悪い下水のコミュニティプラントを数多く作るよりも、立派な下水処理場を一つ作れば、相対的に経費も安く、処理は完全で、維持管理も経済的にかつ確実である。しかし、このような総合的利益をあげても、先にのべた相互の矛盾を消すことはできない。たとえば、この下水処理場の例でさえ、大規模化した下水処理場は、逆に建設地の住民の反対をうけ、必ずしも総合的合理性だけではすまない矛盾を生じてしまうのである。

都市づくりとはこうしたものである以上、有能な行政が何とかしてくるではすまない。主体的市民がお互にどういう矛盾があるのか、それをどう乗り切るべきかを討議しなければならぬ。討議とは、行政と市民の討議ではなく、市民と市民の相互の市民討議であり、このような市民討議なくしては主体的市民による都市づくりも、都市問題の解決もありえ

ないのである。

市民参加とは、このような主体的市民の市民討論の中に生れ育てられるべきものである。そして、そのようになったときに、各市民は、自らに直接関係ある問題だけではなく、より広い相互に関連する都市の主体である自分を自覚せざるをえないし、またその発言と行為には主体としての責任を自覚せざるをえない。

いずれにせよ、市民が主体であるかぎり、その決定は、また市民のところへ返る。もちろん、未だ未熟な自治体の中で、その一部を国や企業などにツケをまわすことはできるだろう。しかし、道路や、処理場、焼却場といったいやなものも、それを市民が使うなら市民の誰かが引受けざるをえないし、また一方の市民要望を受入れるためには、他の市民の金銭負担を強いるか、または、他の市民へのサービスの切下げを行なわざるをえなくなる。

ただこれらのことが、たんに行政や一部の専門家の一方的押しつけではなく、主体的市民の理解と合意と決定の下に行なわれなければならない。

市民参加は、都市の本質である市民の二面性、主体であり客体であるという市民の二面性をより端的に示すことであり、その故にこそ市民は、ただ都市に住んでいるということではなく、本当の市民になる。

かつてヨーロッパの中世都市において、市民になるとは、都市との契約であった。都市における権利をもつと同時に義務と責任を負うことであった。それが都市法となる。しかし、都市法は強制的に天から下りてきたものではなく、主体的市民がお互いの中で修正しながら作りあげてきたものである。市民自らが作り、自らが与え、自らが合意したものである故にこそ、それを受け入れ、それに従うことも、客体としてではなく、主体的に従うのである。

市民参加は、究極的には、このような市民を生みだし、そのような市民が自分の自治体をつくりあげ、町づくりを行なうことにあるのである。

大都市圏と

市民参加

住民参加がもし理念のように実現され、理念のような自治体を生み出すには実務的にもまだまだ解決すべき問題が多いし、それには多くの実験と、失敗と反省との上に立たねばならないだろう。これらの問題はここで十分に触れるゆとりがない。

しかし、ここでは、もし仮にこのような市民参加が完全に実現したとしても、なお生ずるかもしれない問題について述べよう。

それは、住民参加の住民の範囲と規模

の問題である。

現代の都市化は世界的な現象であり、各国に巨大都市圏を生みだしている。中でも我國の東京を中心とした南関東圏、一部三県には人口二千六万人の超巨大都市圏が生れている。このうち少くとも二千万人以上が一つの都市圏として同一生活圏として生活している。

このような超巨大都市圏において、住民参加の町づくりとはどのようにして可能であろうか。二千万人をこえる巨大都市圏の市民は古典的市民とは本質的に異なっている。しかし、それでも、市民参加が求められ、実現されなければ、市民のための町づくりは実現しない。

この問題には大きくいえば、二つの次元からのアプローチが必要であろう。第一の次元は、人口が二千万人になろうが、三千万人になろうが、いやその故にこそ、ますます住民の日常生活圏を中心にしたコミュニティが必要になる。いきなり二千万人の都市圏があるわけではなく、それらの人々はそれぞれ居住地を中心に日常生活を営んでいる。たとえテレビや新聞が世界や日本全国の問題を報道し、一家の主人が毎日何十キロかの通勤をしていようと、日常生活の共謀は一定の狭い地域である。自分の家庭と一定とびに二千万人都市というむすびつけることは概念的には可能でも、実際にはありえない。家庭生活を営むためには、自

分の住宅のほかに、周辺の道路や下水、上水、あそび場をして学校や図書館、商品などで支えられている。このように身の回りの地域コミュニティなくしては実際に居住していることは不可能である。何千万人の都市圏であろうともこのような無数の小コミュニティの集積であり、このような日常生活単位がなくては成立たないのである。このような小コミュニティをどの位の範囲でとらえるかは場合による。小は人口五千人位から、人口二、三万人というところであろうが、人口十万人位のニュータウンという場合もあるだろう。このような単位の中では文字どおり理念に近い直接的な住民参加が行なわれるべきだし、また行ないうる範囲である。ただ、住民の意識が家庭からいきなり超巨大都市圏レベルに飛んで、この中間のコミュニティを意識させなくなってきた。もう一度このようなコミュニティによってこそ、自分たちの家庭生活が成立っていることを反省する必要がある。週休二日制などは、事実としてこのような方向へ向けさせる。まず身の周りの環境は住民参加による、住民の手になる主体によって作られてゆくべきであろう。この単位が実際には基本的な自治体であろう。わが国は町村合併をむりに実現させ、現在三千二百の市町村に半強制的に統合されてしまった。人口はわが国の約半分のフランスが現在でも、三万六

千のコミュニオンを持っていることから見ると、このようなコミュニティ自治についての観念の違いを見る。

住民参加を実現するためには、このように住民の手と声のどく範囲のコミュニティをまず持つことがどうしても必要なのである。そしてこれこそが住民にとっての根源的自治体であり、自治組織である。

第二の次元は、だからといってこの二千万人の都市圏は、個々バラバラの小コミュニティだけで運営できるものでもないし、またそう解体できるものでもないということである。現実には二千万人都市圏は、その相互がぬきがたくむすびつき相互に支えながら、都市機能を営んでいる。上水ひとつにしても、この大都市圏が備々の井戸や自己水源にたよることは不可能であり大規模な水源確保が必要である。したがってこのような大都市圏における共同事務処理を考えなくては、これまた実際生活は不可能であろう。

しかし小コミュニティから二千万都市へも飛躍がありすぎるし、二千万都市に現在のままでの必然的合理性があるわけではない。明かにさまざまな人為的経済政策等によって最後のシワ寄せ的に生れたのが現在の東京圏の姿である。それに各地域の主体性が弱いまま無秩序にその矛盾を受け入れてしまったためである。二千万人をゴツタ煮のままに容れる容器

をつくるのは問題がある。二千万人となつたときには住民はもはや客体である以上主体性をもちえない。しかし超巨大都市圏を解体することも不可能であろう。それなら、二千万人に達する前に、市民参加の可能なひとつの機能的自治単位をもつべきであろう。そのため、第一次元のコミュニティに基礎をおき、さらに人口百万〜三、四百万人限度を単位とした共同処理単位の自治体が構成され、この単位にコミュニティを通じてと、更にそれを補強するいみで直接的に住民参加する。この単位は共同問題につき知覚できる範囲であり、この単位の中では商工住など都市機能がワンセット充足されていることがぞましい。住民投票などの方法もこの中で講じられ、住民参加を行なうべきである。

そのような単位が確立した上で必要であれば二千万人都市圏はさらにその連合体として生れるべきである。いきなり個人から二千万人都市圏となつたときには、住民は、かつて、専制領土の支配の下にあつたように、もはや政治体制の如何をとわず、量とマスの支配の下にある単なる客体といわねばならない。

超巨大都市圏にあつてはこの二つの次元の住民参加を主体とする機構が生れなければならぬし、またそうでなくては二千万人の超巨大都市圏は人間のいな、ただの怪物にすぎなくなってしまう。

わが国の住民参加

わが国は、市民社会確立のための、きびしい試練を経ることなく、戦後に突然与えられた形で民主主義時代にいきなり突入した。このことは、一面において、わが国なりに成立していたひとつの共同体的社会を崩壊させ、他面民主主義も、表面的、形式的なものにさせてしまった。

しかし、だからといって今さら古い日本的な良いいみでのなれあい社会に帰ることも出来ない。高度成長と経済発展は、日本社会を極めてせちがらい、矛盾に充ちたものにしてしまったからである。市民社会とは、まさに、このような濃密化した社会を成立させ、それなりに矛盾を極少化する習慮である。我々は単に西欧の物まねといういみではなく、このような日本の現状からあらためて市民社会の問題に自らの問題としてとりくまねばならない。

西欧の場合の市民参加には、大きく言つて四つの動きがある。第一は個人としての市民の自覚である。社会に対し権利と義務を有し、責任ある主体として社会に依存しながら埋没しない市民個人の意識革命が行なわれた。M・ウェーバーの画いた市民はかような個人である。第二には、市民革命を経た市民社会の成立である。多くの血も流れ、さまざまな変動

にさらされながら作ってきた民主的ルールの成立で、決して一度に外から与えられたものでないことは歴史が教えている。第三は、二十世紀になってから社会主義国が始めて成立した中で、民主主義の停滞と墮落が見られ、一方にこれに抗した市民運動がさまざまな形で展開され、西欧型社会民主主義国も数多く生れてくる。さらに第四には、より大衆化した現代社会の中で非合理的な矛盾もかかえた暴発的住民運動や、もつと種々雑多な運動である。

わが国では第一、第二の段階も十分ないまま、いきなり第三、第四の次元の状況におかれ、その中で住民参加が論じられている。しかし、今さら引きかえずわけにはゆかない。一部英明君主的に実行され、推進された住民参加では、このような時代に対処できない。我々は今日の第三、第四の次元に込め、かつその前提になる第一、第二の次元を、おそまきながら復習しながら追いつき、そして、それに加えて、他人まねでない、より日本的な、我々の状況に合った新しい参加のあり方をみつけなくてはならない。三百年の歴史を今いっきよに行なおうとしている住民参加に、性急な結論はできない。せめて三百年の十分の一の一世代位かけて流行としてはなくこの日本における住民参加の問題にとりくんでゆくべきであろう。